

令和8年度
一般廃棄物処理実施計画

鳴門市

目 次

1. 一般廃棄物処理実施計画について	1
2. 計画区域	1
3. 計画期間	1
4. 一般廃棄物（ごみ）の搬入量の実績及び予測	1
5. ごみ処理実施計画	2
(1) 処理主体	2
(2) 収集運搬計画	3
(3) 中間処理計画	6
(4) 最終処分計画	7
(5) ごみ減量化に関する取組	8
6. 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集量の実績及び予測	10
7. 生活排水処理実施計画	11
(1) 処理主体	11
(2) 収集運搬計画	11
(3) 中間処理計画	12
(4) 最終処分計画	12
(5) 下水道加入促進に関する取組	13
(6) 浄化槽の適正管理に関する取組	13

1. 一般廃棄物処理実施計画について

本計画は、鳴門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の規定により、鳴門市内から発生する一般廃棄物の減量化及び適正処理を行うため、策定するものである。

2. 計画区域

鳴門市全域

3. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4. 一般廃棄物(ごみ)の搬入量の実績及び予測

家庭系ごみの搬入量

単位:t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
燃やせるごみ	8,578	8,235	7,883	7,731	7,945
燃やせないごみ	2,158	2,044	1,977	2,022	2,020
資源ごみ	1,458	1,419	1,379	1,314	1,393
合計	12,194	11,698	11,239	11,067	11,358

事業系ごみの搬入量

単位:t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
燃やせるごみ	4,853	4,778	4,636	4,593	4,368
燃やせないごみ	299	415	394	302	366
合計	5,152	5,193	5,030	4,895	4,734

資源ごみ集団回収量

単位:t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
紙類	1,285	1,161	1,105	1,117	1,230
金属類	81	72	68	65	87
布類	49	41	50	51	45
合計	1,415	1,274	1,223	1,233	1,362

5. ごみ処理実施計画

(1) 処理主体

家庭系ごみ

区分		収集運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ		市 (直営一部委託)	市(直営)	市(委託)
燃やせないごみ				
プラスチック製容器包装				
危険ごみ・有害ごみ				
缶類(飲料用)				
びん類	無色透明	市(委託)		
	茶色			
	その他			
ペットボトル				

資源ごみ集団回収

区分		収集運搬
紙類	新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ	契約業者
	スチール缶・アルミ缶	
	古布類	

搬入ごみ

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
粗大ごみ、電気製品※、その他	排出者 許可業者	市(直営)	市(委託)

※ 家電リサイクル法対象の4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は除く

公共用地に放置された動物の死骸

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
動物の死骸	市(直営)	市(直営)	市(委託)

一般廃棄物処理業許可業者

業者名	所在地	電話
(株)三幸クリーンサービスセンター	鳴門市撫養町黒崎字宮津54番地	088-685-8818
ゼネラル産業(有)	鳴門市鳴門町高島字竹島219番地	088-687-2881
(株)鳴門クリーン	鳴門市撫養町立岩字原田13番地3	088-685-3075
(株)メイコークリーンサービス	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷111番地	088-688-0606
(有)矢野商会	鳴門市大麻町大谷字井利ノ肩20番地1	088-689-1719

(2) 収集運搬計画

①ごみの出し方

- ・燃やせるごみ、プラスチック製容器包装、燃やせないごみ、缶類は、それぞれの指定ごみ袋に下記の分別区分により入れ、指定された収集日当日の朝8時30分までに所定のごみステーション等に出す。
- ・危険ごみ・有害ごみは燃やせないごみの袋に入れて水曜日の朝8時30分までに所定のごみステーション等に出す。
- ・びん類、ペットボトルは、市内147か所のリサイクルステーションのドラム缶に投入する。
- ・粗大ごみ及び電気製品等は、クリーンセンターに直接搬入するか一般廃棄物処理業許可業者に依頼してクリーンセンターに搬入する。

分別区分

分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ (燃やしてよいごみ)	生ごみ、紙くず、布製品、革製品、紙おむつ(汚物はトイレに流す)、油(固める等)、木製品(30cm以内に切る)、草花(乾燥させる)、靴(スパイク等は除く)、使い捨てカイロ等
プラスチック製容器包装 (商品が入っていた容器包装)	ポリ袋、ラップ、レジ袋、トレー・カップ、パック類、ボトル・チューブ類、発砲スチロールなどの緩衝材、果物用ネット、ペットボトルなどのプラスチック製のふた等
燃やせないごみ (燃やしてはいけないごみ)	プラスチック類(容器包装でないもの)、ガラス類(鏡・コップ・化粧品びんなど)・陶磁器類(食器・花瓶など)、金属類(鍋・やかん・フライパン・アルミホイル・アルミ容器など)、金属性のふた、傘等
危険ごみ・有害ごみ	刃物類、スプレー缶、カセットボンベ、ライター類、電池類、鉄アレイ、水銀体温計、蛍光灯、電球等
缶類 (飲料用)	飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶

②収集方法等

家庭系ごみ

分別区分	収集方法及び回数
燃やせるごみ	ステーション方式または一部戸別方式 週2回
燃やせないごみ	ステーション方式または一部戸別方式 週1回
プラスチック製容器包装	
危険ごみ・有害ごみ	
缶類(飲料用)	

地区名	収集日
撫養町林崎・北浜・弁財天・岡崎・立岩 里浦町 大津町 大麻町	【燃やせるごみ】月曜日、木曜日
	【燃やせないごみ】金曜日
	【プラスチック製容器包装】水曜日
	【危険ごみ・有害ごみ】水曜日
	【缶類(飲料用)】月曜日
撫養町木津・南浜・斎田・黒崎・大桑島・小桑島 北灘町 瀬戸町 鳴門町	【燃やせるごみ】火曜日、金曜日
	【燃やせないごみ】木曜日
	【プラスチック製容器包装】水曜日
	【危険ごみ・有害ごみ】水曜日
	【缶類(飲料用)】火曜日

びん・ペットボトル

分別区分	収集方法等
びん類	市内147か所のリサイクルステーションを巡回し収集 随時回収
無色透明	
茶色 その他	
ペットボトル	

資源ごみ集団回収

分別区分	回収方法等
紙類	市内205団体で回収 (回収日・回数及び回収品目は団体により異なる)
新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ	
スチール缶・アルミ缶	
古布類	

クリーンセンターへの直接搬入

分別区分	受け入れ時間等
粗大ごみ、電気製品※、その他	受入れ日:月曜日～金曜日(祝日・1月1日～3日は除く) 受入れ時間:午前8時30分～午後4時30分 ただし、毎月第2土曜日は午前8時30分～正午まで受入れ

※ 家電リサイクル法対象の4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は除く

・粗大ごみ処理手数料:10kgにつき70円、自転車処理手数料1台500円

・電気製品処理手数料:家庭用小型は1台500円、家庭用大型及び業務用は1台3,000円)

※家電リサイクル法対象の4品目について

I.小売店に引取ってもらう場合

「対象製品を購入した小売店」か「対象製品を買替える小売店」に「リサイクル料金」と「(小売店の)収集・運搬料金」を支払って小売店に引渡す。

II.指定引取場所に持込む場合

「リサイクル料金」を郵便局で支払った後、受け取った書類を添えて、指定引取場所に持込む。

【指定引取場所】

・NX徳通株式会社 松茂指定引取場所(板野郡松茂町中喜来字稲本183) TEL088-699-6834

・株式会社旭金属(徳島市東沖洲1丁目1-2) TEL088-664-8908

III.市クリーンセンターに持込む場合

「対象製品を購入した小売店が廃業した」、「引越等で対象製品を購入した小売店が遠方になった」などの事情があれば、「リサイクル料金」を郵便局で支払った後、受け取った書類と「運搬手数料1,900円」を添えてクリーンセンターに持込む。

IV.一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合

クリーンセンターや指定引取場所に直接持ち込むことができない場合、許可業者に回収を依頼する。

【鳴門市一般廃棄物収集運搬許可業者】

・(株)三幸クリーンサービスセンター TEL088-685-8818

・ゼネラル産業(有) TEL088-687-2881

・(株)鳴門クリーン TEL088-685-3075

・(株)メイコークリーンサービス TEL088-688-0606

・(有)矢野商会 TEL088-689-1719

※パソコンのリサイクルについて

平成15年10月1日以降に小売り販売された新規品の家庭系パソコンには、回収資源化料金が含まれており、「PCRリサイクルマーク」が付けられているが、PCRリサイクルマークが無いパソコンを処分する際は、回収再資源化料金を支払う必要がある。回収再資源化料金は、パソコンメーカー及び3R推進協会によって異なるので、それぞれの回収窓口で確認する。

【問合せ先】 一般社団法人パソコン3R推進協会 TEL03-5282-7685

公共用地に放置された動物の死骸の処理について

公有地や公道上等に放置された動物の死骸は市が回収する。

(3) 中間処理計画

分別区分	処理方法
燃やせるごみ	焼却処理
燃やせないごみ	破碎処理後、金属類は再生資源回収業者に引渡し、燃やせる残渣は焼却処理
プラスチック製容器包装	選別し、再生資源回収業者に引き渡した後、残渣は焼却処理
危険ごみ・有害ごみ	再生資源回収業者に引渡し
缶(飲料用)	アルミ、スチールに選別し、再生資源回収業者に引渡し
びん	再生資源回収業者に引渡し
ペットボトル	選別し、再生資源回収業者に引き渡した後、残渣は焼却処理
新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ	再生資源回収業者に引渡し
粗大ごみ	破碎処理後、金属類は再生資源回収業者に引渡し、燃やせる残渣は焼却処理
電気製品※	再生資源回収業者に引渡し

※ 家電リサイクル法対象の4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は除く

中間処理施設の概要

施設名：鳴門市クリーンセンター

所在地：鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2

稼働年月：平成20年4月

敷地面積：約58,172m²

【焼却施設】

処理形式(焼却炉)	流動床式ガス化熔融炉
処理能力	70t/日(35t/24h×2炉)

【リサイクル施設】

処理形式(破碎機)	低速回転式破碎機・高速回転式破碎機
処理能力	25t/日(5h)

(4)最終処分計画

最終処分方法

廃棄物の種類	搬出先	処理方法
溶融飛灰	未定	未定
不燃物	一般財団法人 徳島県環境整備公社	最終処分場で埋立処分

委託処分先の概要

名 称	未定
所 在 地	未定
処理方法	未定

最終処分場の概要

名 称	一般財団法人徳島県環境整備公社 徳島東部処分場
所 在 地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先
処理方法	埋立て
処分場面積	155,951 m ²
埋立処分容量	1,440,000 m ³

最終処分量

単位:t

	令和6年度実績	令和7年度見込	令和8年度予測
溶融飛灰処理	479	452	481
埋立処分	985	757	1,041

(5)ごみ減量化に関する取組

①有料指定ごみ袋制度

有料指定ごみ袋制度を実施し、「ごみ減量意識の向上」、「分別の徹底による資源化の促進」による、ごみの減量化を図る。

大きさ	燃やせるごみ	プラスチック製 容器包装	燃やせないごみ	缶 (飲料用のみ)
大(45ℓ)	350円/10枚	350円/10枚	350円/10枚	350円/10枚
中(30ℓ)	250円/10枚	250円/10枚	250円/10枚	250円/10枚
小(15ℓ)	150円/10枚	150円/10枚	150円/10枚	

②資源ごみ回収団体への助成制度

市民による自主的な資源ごみ回収活動を奨励することにより、資源の再利用及びごみの排出削減を図る。

- ・資源ごみ回収量に応じた報奨金の交付

対象品目：古紙類(新聞、雑がみ、段ボール、雑誌等)

金属類(スチール缶、アルミ缶)

古布類(衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ)

- ・資源ごみ回収用ビニール袋の提供
- ・リサイクルできる雑がみの種類などを記載した雑がみ回収用紙袋の提供

③生ごみ減量助成制度

収集ごみの8割以上を占める燃やせるごみの中に多く含まれている生ごみの排出量削減を図るため、下記の事業を実施する。

I.電気式生ごみ処理機設置事業

電気式生ごみ処理機貸出制度：15日を限度として無料で貸し出し

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和6年12月～)	令和7年度見込
貸出件数			5件	15件

電気式生ごみ処理機設置事業補助金：購入金額の半分を助成(上限20,000円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込
補助件数	19件	20件	18件	31件

II. 生ごみ処理容器助成事業：購入価格の一部を助成

容器種類	サイズ	申込者負担額
角形130リットル	縦560mm×横560mm×高さ650mm	3,000円
角形200リットル	縦660mm×横660mm×高さ720mm	4,000円
角形300リットル	縦730mm×横730mm×高さ850mm	9,000円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申込件数	31件	21件	28件	28件

III. EMボカシの無料配布：希望者へ2kgを配布

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込
配布件数	115件	116件	131件	111件

④ペットボトル水平リサイクル

ペットボトルの資源循環を促進するため、使用済みペットボトルから新たなペットボトルをくり返し再生する水平リサイクル(ボトルtoボトル)を推進する。

⑤広報・啓発活動

循環型社会の実現に向けて、市民や事業所の一層の理解と協力を得るため、様々な媒体や機会を活用した積極的な情報発信と、子どもなどへの環境教育を推進する。

- ・広報なると、市公式ウェブサイト・SNSなどを活用した4R推進に向けた情報発信
- ・環境に関する講座や体験学習の開催
- ・クリーンセンターの施設見学の受け入れ
- ・小学校社会科副読本の作成
- ・転入者等に対する「ごみ分別ガイドブック」の配布によるごみの分別方法や排出マナーなどの周知啓発
- ・英語版ごみ分別ガイドブックによる外国人住民に対する啓発

6. 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の収集量の実績及び予測

収集区域人口内訳

単位:人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (予測)
全人口	54,389	53,549	52,889	52,752	53,039
浄化槽人口	47,773	46,949	46,402	46,408	46,380
下水道接続人口	2,803	2,922	2,984	3,027	3,506
し尿収集人口	3,813	3,678	3,503	3,317	3,153

し尿及び浄化槽汚泥の収集量

単位:kl

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (予測)
し尿	2,102	2,007	1,956	1,936	1,991
浄化槽汚泥	25,114	25,057	24,875	25,881	25,201

7. 生活排水処理実施計画

(1) 処理主体

し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者	市（直営）	市（直営）
浄化槽汚泥			市（委託）

し尿の収集・運搬業許可業者

業者名	所在地	電話
鳴門市清掃協同組合	鳴門市撫養町木津200番地	088-685-1685

浄化槽汚泥の収集・運搬業許可業者

業者名	所在地	電話
(株)高橋クリーン衛生社	鳴門市撫養町立岩字六枚29番地1	088-686-7788
(有)光エンテックス	鳴門市撫養町立岩字四枚110番地	088-686-0969
(有)エコリッチフジモト	鳴門市撫養町木津595番地15	088-686-7655
(有)マルシンクリーン	鳴門市大麻町萩原字姥ヶ懐61番地	088-689-3281
(有)鳴門公清社	鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中95番地3	088-688-2610

(2) 収集運搬計画

- ・下水道整備区域内で下水道に接続する生活排水は下水道に排水する。
- ・くみとり便所のし尿は市が許可した収集運搬業者が収集し、鳴門市クリーンセンターし尿処理施設に運搬する。
- ・災害時の水害で便槽が満水または著しく増量した場合の収集運搬は市がし尿の収集運搬許可業者に委託して行う。
- ・浄化槽の清掃は市が許可した浄化槽清掃業者に浄化槽管理者が委託して行う。
- ・浄化槽汚泥は市が許可した収集運搬業者が収集し、鳴門市クリーンセンターし尿処理施設に運搬する。

(3) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法

廃棄物の種類	処理方法
し尿	BOD値の低減や窒素化合物などの汚濁物質の除去を行い、塩素滅菌した後、新池川へ放流する。
浄化槽汚泥	

中間処理施設

施設名	鳴門市クリーンセンターし尿処理施設
所在地	鳴門市撫養町木津200番地
設置年月日	平成6年7月
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理
処理能力	85kl/日(し尿:30.5kl/日、浄化槽汚泥:54.5kl/日)

搬入日:月曜日～金曜日(祝日・1月1日～3日は除く)

搬入時間:午前8時30分～午後3時30分

浄化槽汚泥処理手数料:1,800リットルにつき2,000円

新池川への放流水量

単位 : m³

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
放流水量	36,928	33,432	30,948	30,889

(4) 最終処分計画

最終処分方法

廃棄物の種類	処理方法
し尿	処理過程で発生した汚泥は乾燥させた後、焼却炉で焼却し肥料化する。なお、し尿処理施設の清掃時に除去した汚泥は県外の処理施設で資源化する。
浄化槽汚泥	

肥料化量

単位 : t

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
し尿	35	32	35	35
浄化槽汚泥				

県外し尿汚泥最終処分場での処理量

単位 : t

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込	令和8年度予測
し尿	90	90	90	90
浄化槽汚泥				

(5) 下水道加入促進に関する取組

- ・下水道使用料の減免制度の実施
- ・下水道に接続した場合の助成制度
- ・広報誌、市公式ウェブサイト等を活用した接続率向上に向けた啓発活動
- ・普及促進員による戸別訪問の実施
- ・下水道整備区域を対象とした説明会の開催

下水道接続工事の助成金について

工事完了日 (供用開始後)	1年目	2～3年目	4～5年目	6年目以降
グループ 全体の工事件数				
1件	12万円	8万円	8万円	
2件	20万円	16万円		
3件	30万円	20万円		
4件以上	40万円			

※くみ取りトイレからの転換の場合、供用開始から3年以内まで、1年目と同様の補助を受けることができます。

(6) 浄化槽の適正管理に関する取組

- ・浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検や清掃を適正に実施するとともに指定検査機関が行う水質検査を受けるよう、徳島県や徳島県環境技術センターと連携し、啓発活動を行う。